



提供年月日	平成30年1月25日
担当部署	総合政策部職員課

草津市役所の働き方改革の一環として、 在宅勤務（テレワーク）の試行を開始します！【県内市町で初】

1 試行実施の趣旨

草津市では、育児や介護などの事情を抱える職員の増加が見込まれる中、職員の多様で柔軟な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることを目的とした「在宅勤務（テレワーク）」について、効果や課題を検証するため試行実施します。【本実施は平成30年5月頃～を予定。】

2 検証項目

ワーク・ライフ・バランスを推進するうえでの制度の有効性のほか、在宅勤務で行う業務の範囲、在宅勤務に必要なICT環境、職員の勤務状況および業務実績の把握などの観点から検証を行います。

3 試行期間 平成30年2月～3月（4月に試行の検証。5月～本実施予定）。

4 モニター対象職員

下記の要件を満たす正規職員の中から職員課が指名し、本人および所属長から試行にかかる同意が得られた者が実施します。（5人程度）。

- (1) 小学生以下の子を養育する者
- (2) 要介護者(※)の介護を行う者 ※介護休暇の取得要件に準ずる
- (3) その他所属長および職員課長が特に認める者

※妊娠やけが等により一時的に通勤の負担が大きい状況にある者などを想定



5 実施が想定される業務

企画立案、資料作成、データの加工・修正作業など。在宅勤務における主な業務は、リモート接続環境を設定した市が貸与するパソコンでの業務とします。

6 実施頻度

在宅勤務の実施は、週2回までを上限とし、週3回は本庁等勤務地での勤務を要するものとします。